

# おくやみハンドブック

## ～今後のお手続きについて～

都城市では、おくやみ窓口を設置して、ご遺族の方が行う様々なお手続きをサポートしています。

利用の際は、時間に余裕を持ってお越しください。

開庁時間 平日 8：45～16：30

休日明けの午前中及び12時から13時は、窓口が混み合うためお待ちいただきます。混み合う時間を避けてご利用ください。

市民課 おくやみ窓口

都城市本庁舎1階市民課内

TEL 0986-23-2178

総合支所・地区市民センターでもお手続きできます。

詳細は各施設にお問い合わせください。

# 目 次

○今後のお手続きの流れ	2～3 ページ
○おくやみ窓口にお持ちいただくもの	4 ページ
○おくやみ窓口対象のお手続き（市役所でのお手続き）	5～11 ページ
○委任状に関するご案内	12～15 ページ
○各種証明書の発行について	16 ページ
○空き家等情報バンク、農業施設情報バンク	17 ページ
○市役所以外で行うお手続き	18～19 ページ
○家庭ごみの処分	20 ページ
○死亡に関してよくある質問	21 ページ
○庁舎案内	22 ページ

MEMO

# 今後のお手続きの流れ

## 1 市役所でのお手続きに必要なものを確認する

故人の状況等によってお手続き内容が異なります。4ページ以降を参考に、必要なものをご確認いただいてからお越しください。

## 2 おくやみ窓口へお越しください

お手続きに必要なものをご確認いただき、おくやみ窓口にお越しください。おくやみ窓口では、市役所内でのお手続きをサポートいたします。ご不明な点があっても、まずはおくやみ窓口にお越しください。

※休日明けの午前中及び12時から13時は、窓口が混み合うためお待ちいただくことがあります。混み合う時間を避けてご利用ください。

## 3 厚生年金受給者は年金事務所での手続きが必要です

厚生年金の受給者が死亡された場合は、年金事務所での手続きが必要ですが、来客者・予定者が多い場合は、おくやみ窓口に来られた当日に年金事務所の手続きができないこともありますので、戸籍証明書等の提出書類が揃う時期に年金事務所の予約をすることをお勧めします。

#### 4 おくやみ窓口での手続き

おくやみ窓口にて、市役所内で必要なお手続きをご案内いたします。聞き取り等を基に、各窓口で必要な申請書等をお渡しいたします。故人や申請者のマイナンバーカードを持参いただくとスムーズな申請が可能です。

# おくやみ窓口にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。なお、手続き別の必要なものにつきましては、次ページ以降をご参照ください。

## ●ご遺族の方のもの

- マイナンバーカード（お持ちの方）
- お越しいただく方の本人確認書類
  - ・写真付きのもの（1点）  
※運転免許証、パスポート、障がい者手帳 など
  - ・写真付きのものがない場合は次のものから2点  
※資格確認書(国保、後期)、介護保険被保険者証、年金手帳 など
- 預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表・喪主）
- 亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印

## ●亡くなった方のもの ※無くした、見つからない場合でもご案内いたします。

- 国民年金手帳又は国民年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）
- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書  

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。

資格確認書が必要となります。喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証等）もお持ちください。
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（税控除、生命保険等の各種手続きで手帳の写しが必要な場合がありますので事前にコピーまたは写真をお撮りください。）
- 子ども医療費受給資格証、重度心身障害者医療費受給者証、母子父子等医療費受給資格証、福祉サービス受給者証、児童扶養手当証書
- その他、市役所から交付された証書類

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。